

# 2020年度居住支援勉強会実施報告書

実施日	2020/9/1(火)	場所	講座	日進市中央福祉センター多機能室北
時間	13:30～15:30		託児	なし
講座内容	不動産・入居に関する手続き・法律等について学ぶ			
講師	弁護士 杉本みさ紀 氏			
レジュメ	あり( Rin )	講師	なし	担当者
プロジェクト	あり( Rin )	講師	会場	なし
PC	あり( Rin )	講師	会場	なし
託児者	なし	Rin	人	他( ) 人

## その他備品

体温計・アルコール手指消毒・名簿・会場の利用申請書・レジュメ・講師飲料水・講師名札

参加者数	14名	生活困窮相談員、生活支援コーディネーター、母子父子自立相談員、悩みごと相談担当職員、不動産関係者、当法人スタッフ等
------	-----	---

## 内容

### ■「住む」権利

「住」が人権という意識は昔あまりなかった。「住む」は権利になっていく途中の段階。

### ■公益財団法人愛知共同住宅協会の取り組み

ヘルプライン300件くらい。2割ぐらいが決まっていく。

### ■不動産・入居に関する手続き・法律等

#### 1.基礎知識

#### ◎保証人・保証会社・緊急連絡先

- ・保証会社のランクを落としていくと、どこかに決まることが多い。全滅はほぼない。
- ・緊急連絡先は求められる→緊急連絡先には法的義務も責任もない。
- ・居住支援法人としては、緊急連絡先になった人がいたら「もし連絡が来たらどこに繋ぐか」を教えておく。

#### 2.入居中のトラブル

#### 3.サブリース物件

- ・サブリース=転貸。大家→借主→転貸。大家さんに対する責任は全て借主が負う。

### ■居住支援法人の今後の方向性

- ・行政のバックアップは絶対必要。

### ■事例紹介と対応について

【相談内容】賃貸アパートに住んでいる20代後半の女性と1歳の子ども。

主訴「DVで夫と別れて一人で住みたい。生活費を全くもらえない」→【対応】土曜日で役所も開いていない。電話番号を教えて、「警察と児相に連絡を」と伝えた。

- ・土曜日なら社会福祉協議会に連絡してもらえば、食品の備蓄を数日分提供できたと思う。
- ・警察とのテリトリーの違い。福祉的な教育は受けていないので、「お金がもらえない」では対応できない。
- ・役所とマニュアルを決めておくのは難しい。

### ■質疑応答

